

第三次川越市生涯学習基本計画



川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

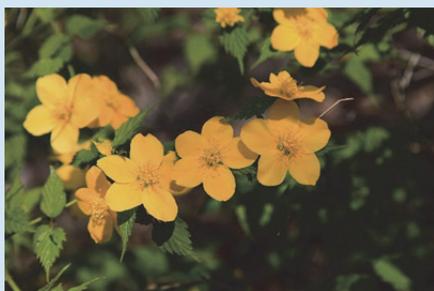
■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の花 山吹
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁
(平成 4 年制定)



はじめに



現在、本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行、地域社会の変容、ライフスタイルや価値観の多様化等、さまざまな要素が絡み合いながら、急激に変化しています。また、地域における人と人のつながりや支え合いの大切さが再認識され、地域コミュニティの活性化が求められています。

本市においては、平成27年に市民の自主的な学習活動を支援し、市民活動の場や生涯学習の機会の充実を目的とした市民活動・生涯学習施設がウエスタ川越内にオープンし、主体的な学びの場として活用されています。

このような中、人々の心の豊かさや生きがいのための学習需要に応えるだけでなく、学習の成果を生かした多様な人材の活用や地域住民の間の「絆」や連帯感の再構築、自立した地域社会の形成等、生涯学習の必要性や重要性が増しています。

本市では、平成19年3月に『第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（前期計画）』を、平成23年3月に『第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）』を策定し、生涯学習の推進に取り組んできました。

この度、計画期間の満了に伴い、社会環境等の変化や生涯学習を巡る新たな課題に対応するため、『第三次川越市生涯学習基本計画』を策定しました。本計画では、「市民一人ひとりが学び、つながり、成果を生かす生涯学習」を基本理念とし、『第四次川越市総合計画』の将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現に向け取り組んでまいります。

今後も、本計画に基づく生涯学習の諸施策の積極的な推進を図り、市民の皆様と連携・協働し、生涯学習によるまちづくりを進めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

川越市長 川合善明

第三次川越市生涯学習基本計画

<目次>

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	2
4 国・県における生涯学習の動向.....	3
第2章 現状と課題	4
1 社会環境の変化を踏まえた現状と課題.....	4
2 川越市の生涯学習の現況.....	7
第3章 計画の基本方針.....	12
1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 計画の体系	15
第4章 施策の展開	18
基本目標1 生涯学習を推進する体制の充実.....	18
基本目標2 家庭や地域の教育力向上	24
基本目標3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実	29
基本目標4 身近な学習施設の整備・充実.....	35
第5章 計画の推進	38
1 計画の推進体制.....	38
2 計画の進行管理と評価方法	39
3 計画の指標	40
資料編.....	42
1 川越市生涯学習基本計画審議会条例	42
2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿.....	43
3 川越市生涯学習推進会議設置要綱	44
4 計画策定の経緯.....	46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

生涯学習とは、各個人が行う自学自習のみならず、社会教育や、学校教育において行われる多様な学習活動を含め、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、その生涯にわたって自主的、自発的に行うことを基本とした学習活動です。こうした活動は、学校や職場、社会教育施設¹等での意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、市民の日常のスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、さらには、ボランティア活動等の社会貢献活動でも行われ、その実践の場も、家庭や学校、職場から地域社会まで広範囲に及びます。

また、生涯学習は、一人ひとりの人生を、生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通して人と人がつながり、お互いに尊重しあい、交流を深めながら、成果を生かすしくみづくりを行うことによって、住みよい豊かな地域社会の構築に大きな役割を果たすことが期待されています。

本市は平成19年3月に「第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（前期計画）」を策定、平成23年3月に「第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）」を策定し、生涯学習の推進に取り組んできました。

現在、少子高齢化の進行、地域社会の変容、市民のライフスタイルの変化等社会環境の変化に伴い、様々な課題が生じているとともに個々の価値観や学習ニーズについても多様化しています。

「第三次川越市生涯学習基本計画」は、これらの社会環境の変化やこれまでの取組を踏まえ、本市の生涯学習施策をより計画的に推進するための新たな指針として策定するものです。

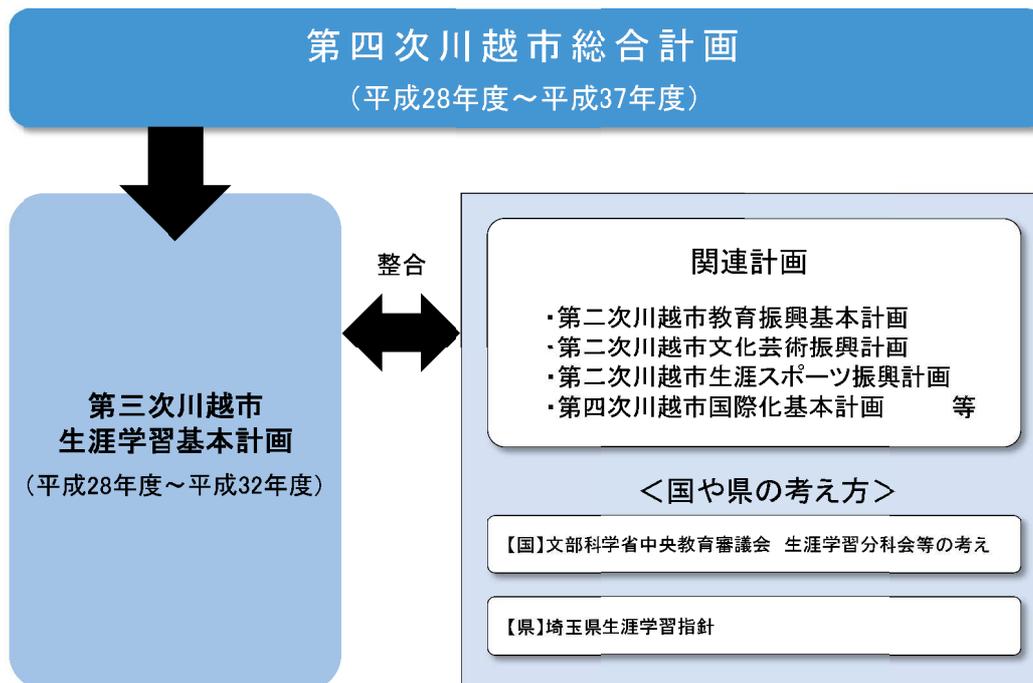
¹ 社会教育施設

市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。

2 計画の位置付け

本計画は、「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、生涯学習活動を推進するための計画です。

また、国や県の計画及び本市の関連計画と整合を持たせた計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。



4 国・県における生涯学習の動向

(1) 国の動向

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会²は、平成20年に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を答申し、地域の社会構造の変化や社会全体の変容に対応しうる総合的な知の創造の必要性や、国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援と社会全体の教育力の向上を目指し、人々の学習成果が新たに生み出されてくる学習需要と結びつけられることで活用されていく「知の循環型社会」の構築を提言しました。

また、国は平成25年に、「第2期教育振興基本計画」を策定し、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネット³の構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティ⁴の形成」の4つの基本的な方向性を示しました。

(2) 埼玉県動向

埼玉県では国の「第2期教育振興基本計画」を受けて、平成26年に「第2期 生きる力と絆の埼玉県教育プラン-埼玉県教育振興基本計画-」を策定し、「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念に、5つの基本目標を掲げ、計画を推進しています。

また、生涯学習に関して、平成24年度埼玉県生涯学習審議会「埼玉県の生涯学習の推進方策について」の答申を踏まえ、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野等を明らかにする「生涯学習推進指針」を平成25年3月に策定しました。10年先を見据えた埼玉県の目指す生涯学習社会を「学び合い、共に支える社会」とし、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」ことを、生涯学習推進指針としています。

² 中央教育審議会

教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、およびこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。

³ 学びのセーフティネット

意欲と能力のある者が安心して学習できる環境を整備すること。

⁴ コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

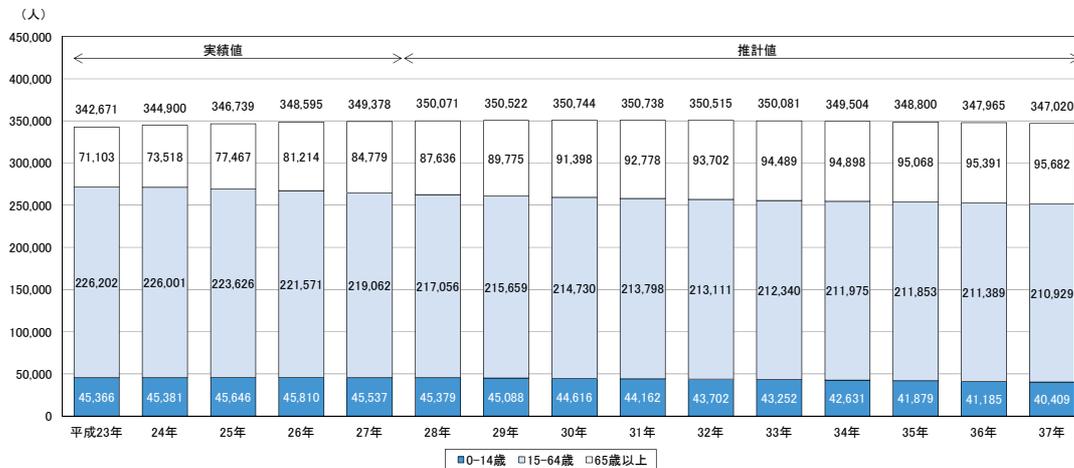
第2章 現状と課題

1 社会環境の変化を踏まえた現状と課題

(1) 少子高齢化の進行

本市の総人口は、平成30年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。また、人口構成の推移をみると14歳以下の年少人口は減少し、65歳以上の高齢者人口が増加することが推計されています。少子高齢化や人口減少が進行していく中で、子育て支援のあり方、高齢者の福祉・医療・介護等の社会保障等、多くの問題があります。

子どもを安心して生み育てられる環境を整えるとともに、市民一人ひとりが生涯を通して心身ともに健康で、生きがいを感じながら生活できるよう、世代を越えて支え合える地域づくりを進める必要があります。



川越市の人口推計結果

出典：川越市政策企画課調べ

（２）地域社会・家族形態の変化

少子化や核家族⁵化、都市化等の影響により、地域社会や家族の形態が変化しています。価値観やライフスタイルが多様化する中で、世代間交流の減少や地域の人間関係の希薄化が指摘されています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を契機に、地域の人々のつながりや支え合いの大切さが再認識され、地域コミュニティの強化が求められています。

（３）高度情報化の進展

ICT⁶の進歩は、インターネットやスマートフォン等を急速に普及させ、生活の利便性を向上させるとともに、市民の社会生活のあり方を大きく変化させています。

高度情報化に適切に対応するため、必要な情報を識別・認識し、活用する能力を身につけることが必要となっています。

また、利便性向上の一方で、情報の氾濫や個人情報の流出、インターネット等を利用した犯罪やいじめ等の新たな問題も生じており、情報セキュリティ、情報モラル⁷等の対応が求められています。

（４）国際化の進展

国際化の進展により、地域経済、教育、文化、様々な社会参加等の面で「多文化共生⁸」が重要視されています。

また、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として、今後、更なる外国人観光客の増加が見込まれます。

国際的視野を持ち、異なる言語や文化、価値観に対応できる、世界に通用する人材の育成が求められています。

⁵ 核家族

1組の夫婦と未婚の子どもだけによって構成される家族のこと。

⁶ ICT

Information and Communication Technologyの略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。

⁷ 情報モラル

情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。

⁸ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(5) ライフスタイルや価値観の多様化

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、余暇時間を有意義に活用して趣味やスポーツを楽しむ等、物の豊かさよりも心の豊かさを重視した成熟社会へと変化しています。

今後は、市民それぞれのニーズに応じた学習活動を、いつでも、どこでも行える環境作りが求められています。

(6) 環境問題等の深刻化

現代社会は、環境問題、エネルギー問題、食糧問題等様々な課題に直面しており、市民の関心も高まっています。

今後は、市民一人ひとりがこれらの問題を意識し、理解を深め、具体的な行動に取り組むことが求められています。

(7) 子どもの生活環境の変化

近年、少子化や高齢化、核家族化の進行、共働きの家庭の増加、ゲームやパソコン・テレビに依存した生活等を背景に、家族のふれあいの機会や生活体験を積み重ねる機会が減少しています。また、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱え、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題等が生じています。

子どもたちとのふれあいの機会の増加や子どもを持つ家庭への支援が必要です。

2 川越市の生涯学習の現況

(1) 平成25年度生涯学習に係る市民意識調査

①調査概要

この生涯学習に係る市民意識調査は、4年ごとに実施している定期調査です。市民の生涯学習に対する意識と実施状況についての経年変化を調べることを基本とし、行動の具体的な傾向や学習ニーズを把握するために、実施しています。

- 1) 調査対象地域：川越市全域
- 2) 調査対象：川越市在住の満20歳から79歳
(平成25年10月1日現在)
- 3) 配布数：3,000人
- 4) 抽出方法：川越市住民基本台帳から無作為抽出
- 5) 調査方法：郵送による本人記入調査票
- 6) 調査期間：平成25年10月1日～11月5日
- 7) 回収率

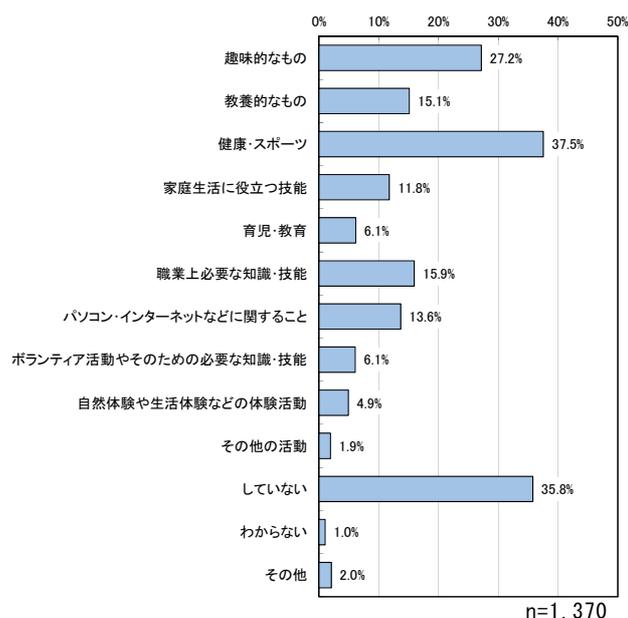
	配布数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
市全体	3,000	1,370	45.7

※各グラフ下のnは回答者数を示しています。

②調査結果概要

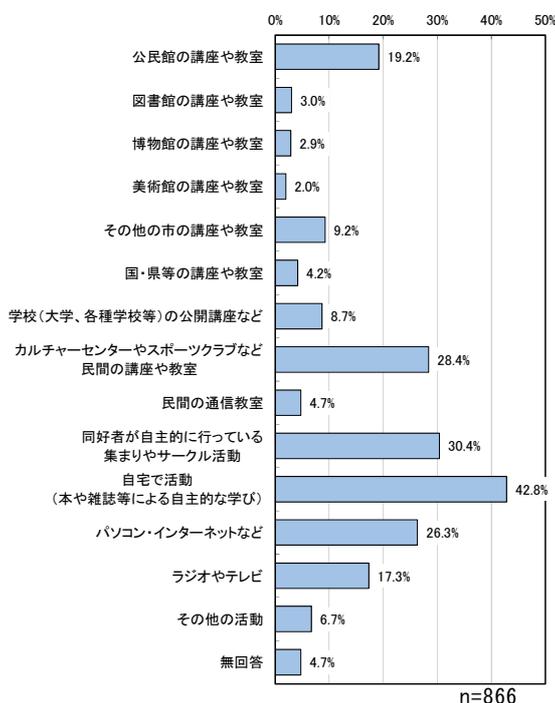
1) 学習の内容

この1年間にどのような生涯学習をしたかについては、「健康・スポーツ」が37.5%で最も多く、次いで「趣味的なもの」が27.2%、「職業上必要な知識・技能」が15.9%、「教養的なもの」が15.1%と続いています。また、「していない」という回答も35.8%で3割を超えています。



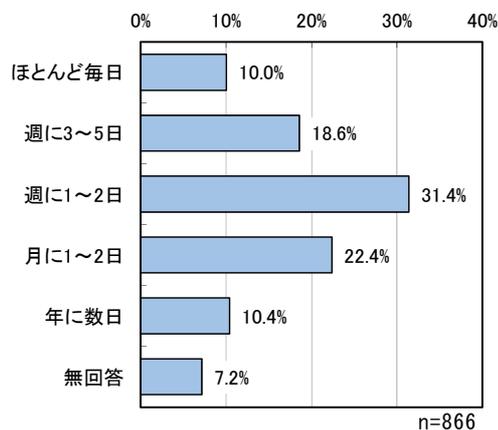
2) 学習の方法

生涯学習をどのように行っているかについては、「自宅で活動（本や雑誌等による自主的な学び）」が42.8%で最も多く、次いで「同好者が自主的に行っている集まりやサークル活動」が30.4%、「カルチャーセンターやスポーツクラブなどの民間の講座や教室」が28.4%、「パソコン・インターネットなど」が26.3%と続いています。



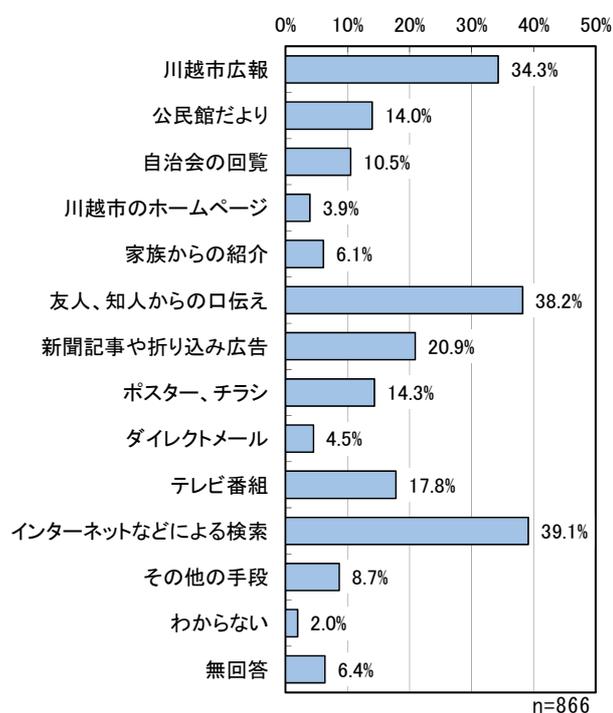
3) 学習の頻度

生涯学習をどのぐらいの頻度で行っているかについては、「週に1~2日」が31.4%で最も多く、次いで「月に1~2日」が22.4%、「週に3~5日」が18.6%と続いています。



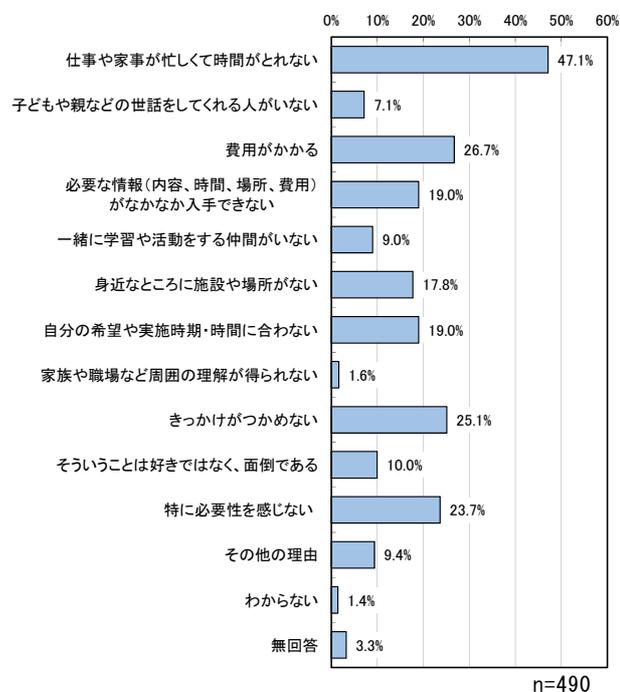
4) 学習情報の取得手段

生涯学習に関する情報をどのように得ているかについては、「インターネットなどによる検索」が39.1%で最も多く、次いで「友人、知人からの口伝え」が38.2%、「川越市広報」が34.3%と続いております。



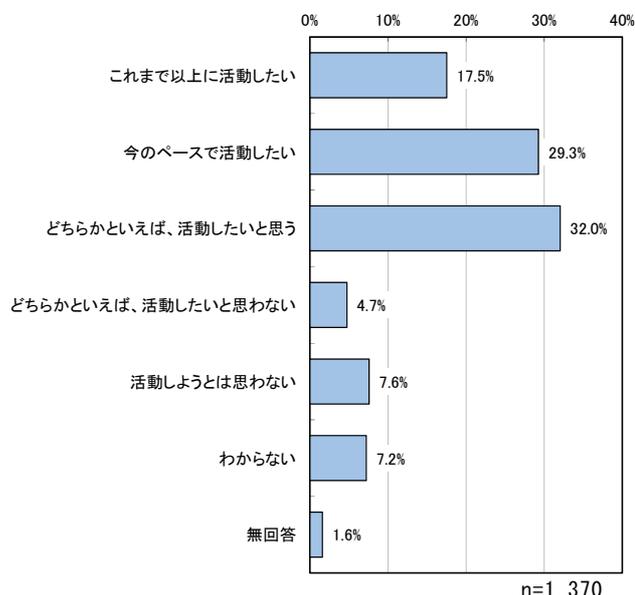
5) 学習をしない理由

生涯学習を行っていない理由については、「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が47.1%で最も多く約5割となっております。次いで「費用がかかる」が26.7%、「きっかけがつかめない」が25.1%と続いております。また、「特に必要性を感じない」という回答も23.7%となっております。



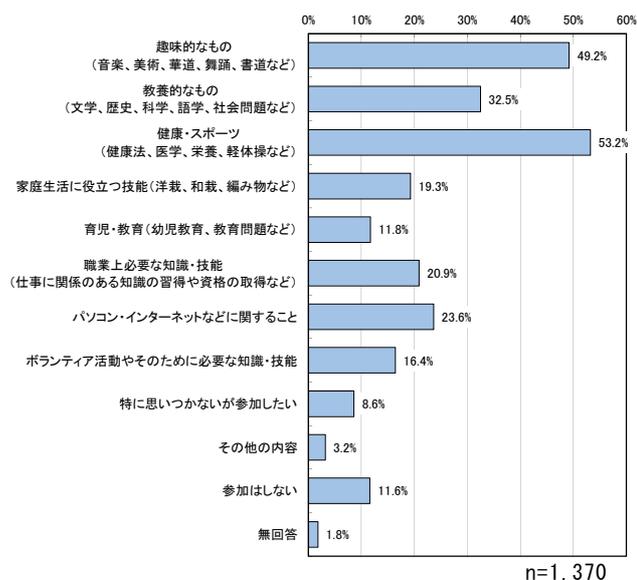
6) 今後の学習

今後、生涯学習活動をしてみたいかについては、「どちらかといえば、活動したいと思う」が32.0%で最も多く、次いで「今のペースで活動したい」が29.3%、「これまで以上に活動したい」が17.5%と続いており、「活動したい」、「活動したいと思う」を合わせると約8割が今後も生涯学習活動をしたいと考えています。



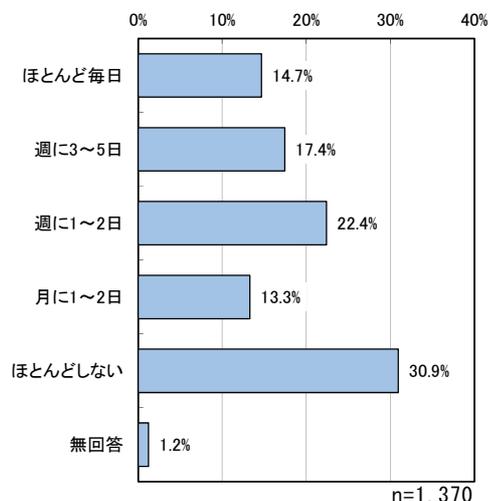
7) ウェスタ川越内の市民活動・生涯学習施設で希望する学習講座

「市民活動・生涯学習施設」で参加してみたい講座については、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、軽体操など）」が53.2%で最も多く約5割を超えています。次いで「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）」が49.2%、「教養的なもの（文学、歴史、科学、語学、社会問題など）」が32.5%と続いています。



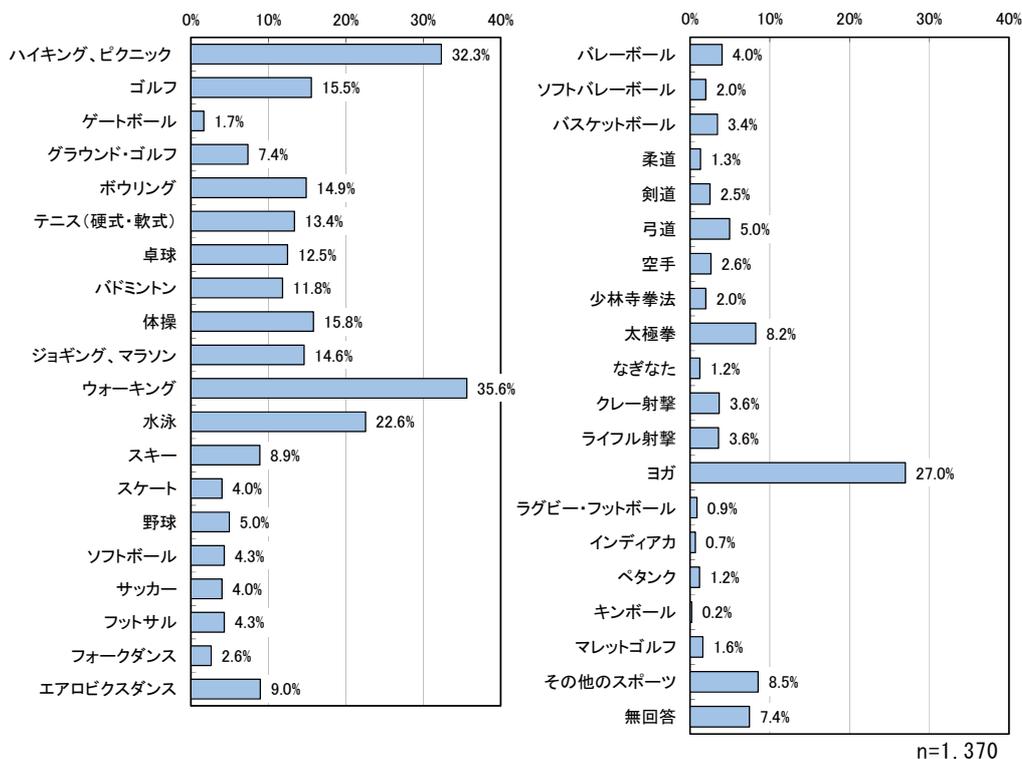
8) スポーツ活動の頻度

スポーツや運動をどの程度しているかについては、「ほとんどしない」という回答が30.9%で最も多く、次いで「週に1～2日」が22.4%、「週に3～5日」が17.4%、「ほとんど毎日」が14.7%と続いています。



9) 興味がある種目、参加したい種目

スポーツ活動のうち興味があるものはどれかについては、「ウォーキング」が35.6%で最も多く、次いで「ハイキング、ピクニック」が32.3%、「ヨガ」が27.0%、「水泳」が22.6%と続いています。



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

平成18年改正の教育基本法第3条には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念がうたわれています。

また、平成20年の中央教育審議会の答申では、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」の構築の必要があるとしています。

埼玉県は平成25年度に策定した「生涯学習推進指針」の中で、「学び合い、共に支える社会」を目指す生涯学習社会とし、生涯学習推進指針として「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」を掲げています。

本市は、「第四次川越市総合計画」の生涯学習の分野において、「市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことのできる社会の実現を図ること」を目的としています。

これらを踏まえ、「第三次川越市生涯学習基本計画」の「基本理念」を次の通り設定します。

基本理念

**市民一人ひとりが学び、つながり、
成果を生かす生涯学習**

2 基本目標

本市の生涯学習活動の推進に向けて、次の4つの基本目標を設定します。

(1) 生涯学習を推進する体制の充実

ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、学習内容や方法、活動時間帯等市民の学習ニーズも多様化しており、市民一人ひとりが自分に合った学習を選択できる環境づくりが必要です。

そのため、地域の教育機関とのさらなる連携の強化を図り、学びやすい環境を整えます。さらに、学んだ成果を生かす場の提供等の生涯学習を推進する体制の充実に努めます。

(2) 家庭や地域の教育力向上

子どもの「生きる力」は、多様な人々と関わり、多様な場で、様々な経験を重ねていく中で育まれるものです。

しかしながら、価値観やライフスタイルが多様化し、社会が急速に変化する中で、家庭や地域での教育が困難になっていると指摘されている現在、コミュニティの再構築を通じて、子どもの学びを支える必要があります。

学校・家庭・地域の連携を進めると同時に、地域ぐるみの教育活動を支援することにより、家庭や地域の教育力向上に努めます。

(3) ライフステージ⁹、社会変化に応じた学習機会の充実

生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るためには、人生の各時期において、発達段階に合わせて学ぶことが必要です。また、現代社会は急速に複雑化しており、様々な現代的課題に応じた対策や学習が必要となります。

市民一人ひとりが生涯学習を通して心身ともに健康で生きがいを持って生活できるよう、各課題やニーズに応じた学習機会の充実に努めます。

(4) 身近な学習施設の整備・充実

市民の能動的・自発的な学習活動を促進させるためには、市民にとって利用しやすい学習施設の整備・充実に努める必要があります。

そのためには、計画的な施設の整備を進めるとともに、各生涯学習関連施設間の連携体制を整えることが不可欠です。ウエスト川越内の「市民活動・生涯学習施設」や公民館等、身近な学習施設間における学習情報の共有化等を図り、各施設の連携体制を充実させるしくみづくりを行います。

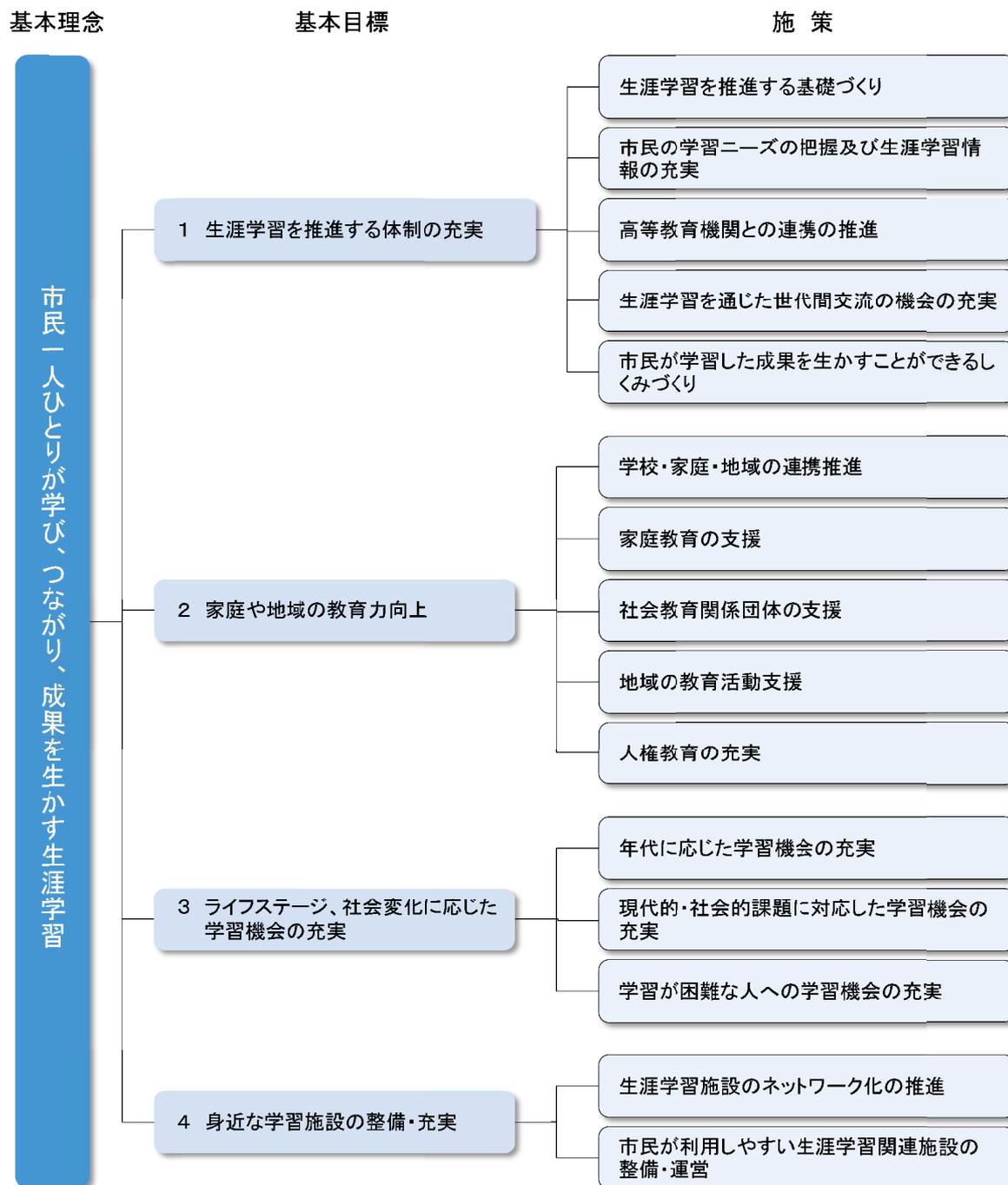
また、各生涯学習関連施設において実施する講座やイベントの充実に努めることで、多様化する市民の学習ニーズに応えるとともに、市民の自主的な活動の支援を行い、市民の身近な学習施設の充実に努めます。

⁹ ライフステージ

人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

3 計画の体系

本計画の体系は、以下に示す通りです。



基本目標 1 生涯学習を推進する体制の充実

施策	細施策
1-1 生涯学習を推進する基礎づくり	①生涯学習を推進するための体制の充実 ②市民参加の体制の充実
1-2 市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実	①学習ニーズの把握 ②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供
1-3 高等教育機関 ¹⁰ との連携の推進	①高等教育機関との連携体制の充実 ②共催による講座等の充実
1-4 生涯学習を通じた世代間交流の機会の充実	①地域社会における世代間交流の推進
1-5 市民が学習した成果を生かすことができるしくみづくり	①学習ボランティアの養成と活用 ②学んだ成果を生かす機会の提供

基本目標 2 家庭や地域の教育力向上

施策	細施策
2-1 学校・家庭・地域の連携推進	①子どもサポート委員会の活動の支援 ②家庭・地域における青少年健全育成の推進 ③放課後子供教室 ¹¹ の検討
2-2 家庭教育の支援	①PTA家庭教育学級 ¹² の充実 ②地域等の子育て支援体制の整備・充実
2-3 社会教育関係団体の支援	①PTA連合会への支援 ②子ども会活動の支援
2-4 地域の教育活動支援	①地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実 ②地域で活動する市民団体等の支援 ③防犯意識高揚のための啓発
2-5 人権教育 ¹³ の充実	①人権教育・啓発の推進

¹⁰ 高等教育機関

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）等の、初等中等教育の次段階の教育課程である高等教育を提供する教育機関の総称。

¹¹ 放課後子供教室

全児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

¹² 家庭教育学級

保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。

¹³ 人権教育

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動で学校教育及び社会教育を通じて推進される。

基本目標3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実

施策	細施策
3-1 年代に応じた学習機会の充実	①乳幼児期の学習機会の充実 ②青少年期の学習機会の充実 ③成人期の学習機会の充実 ④高齢期の学習機会の充実
3-2 現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実	①文化芸術 ¹⁴ 活動の充実 ②郷土文化の伝承の推進 ③生涯スポーツの推進 ④健康づくりを支援する活動の充実 ⑤誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進 ⑥国際感覚に優れた市民の育成 ⑦男女共同参画に関する学習機会の充実 ⑧環境に関する学習機会の充実 ⑨消費生活のための学習機会の充実 ⑩情報化社会に対応した学習機会の充実 ⑪就労支援のための講座等の充実 ⑫農業体験学習の充実
3-3 学習が困難な人への学習機会の充実	①高齢者支援のための学習機会の充実 ②障害のある人の学習機会の充実 ③障害のある人の支援者のための学習機会の充実 ④様々な困難を有する人の学習機会の充実

基本目標4 身近な学習施設の整備・充実

施策	細施策
4-1 生涯学習施設のネットワーク化の推進	①生涯学習関連施設間の連携の推進 ②民間事業者との連携
4-2 市民が利用しやすい生涯学習関連施設の整備・運営	①市民活動・生涯学習施設の充実 ②文化施設の充実 ③公民館の整備 ④市立図書館の充実 ⑤市立美術館の充実 ⑥市立博物館の充実 ⑦児童館の充実 ⑧地域ふれあいセンターの充実 ⑨公園の充実 ⑩公共施設予約システム ¹⁵ の運用・整備

¹⁴ 文化芸術

「文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）」によると、「芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財」などが例示される。

¹⁵ 公共施設予約システム

総合体育館やテニスコート、各公民館等をインターネットで利用予約できるシステム。利用には、登録が必要で、「利用者登録カード」が発行される。

第4章 施策の展開

基本目標1 生涯学習を推進する体制の充実

1-1 生涯学習を推進する基礎づくり

- ①生涯学習を推進するための体制の充実
- ②市民参加の体制の充実

平成25年度の生涯学習に係る市民意識調査では、多くの市民が、今後生涯学習の活動を行いたいと回答しています。一方で、生活・家庭・就労の状況により、学習する時間や方法は多様になっており、きめ細やかな学習機会の提供とそのための職員の専門性の向上が必要となっています。

市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するためには、市民と行政と関係機関が連携し、事業等を推進していく必要があります。

そのため、市民の協力や参画を進める体制の充実に努めます。

【細施策】

①生涯学習を推進するための体制の充実

- ・市民の生涯学習活動を支援する職員の意識啓発や資質を高めるための研修を実施します。
- ・協働¹⁶に関する職員研修を実施し、市民と行政が連携した事業の推進を図ります。
- ・関係各課、関係機関との調整を密にして事業を推進します。

¹⁶ 協働

本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

②市民参加の体制の充実

- 市民と行政の情報交換や相互交流を充実させ、行政の事業等に参加しやすい体制の充実に努めます。
- 市民と行政との協働を効果的に達成するため、「協働推進事業制度¹⁷」を積極的に推進します。
- 地域活動を推進する人材の発掘に努めます。



提案型協働事業「子ども大学かわごえ学園祭」

¹⁷協働推進事業制度

川越市協働指針に基づき、“市民の皆さんの提案による協働”（提案型協働事業）と“市の提案による協働”（協働委託事業）を実施することで、協働を積極的に推進しようとするもの。

1-2 市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実

①学習ニーズの把握

②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

生涯学習に関する講座やイベントは、ウェスタ川越や公民館等、様々な場所で開催されており、その情報を収集・整理し、市民に提供していくことが必要です。

今後、生涯学習に関する情報誌、リーフレット、ホームページ等多様な方法で市民が必要としている情報を分かりやすく提供するとともに、市民の学習ニーズに合った講座やイベント等を開催します。

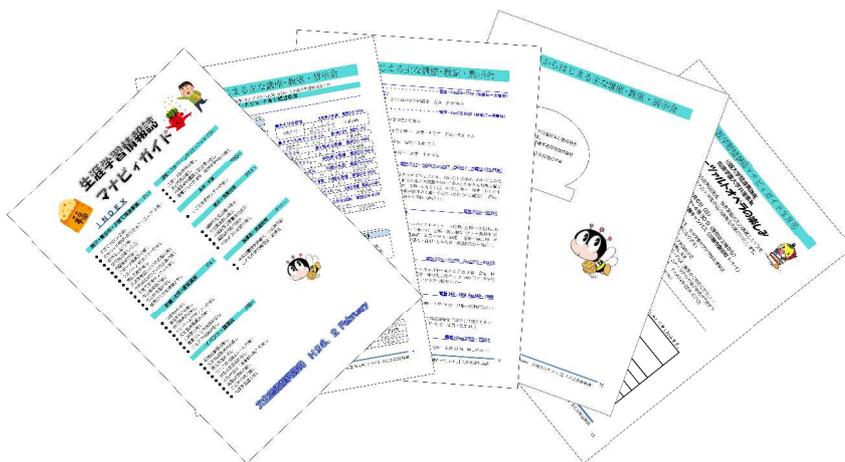
【細施策】

①学習ニーズの把握

- ・市民意識調査や講座受講後の満足度調査等、各種アンケートの調査活動を実施し、市民の学習ニーズの把握に努めます。

②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

- ・生涯学習情報誌「マナビィガイド¹⁸」の発行や、ホームページ、SNS¹⁹等を活用した情報提供を行います。



生涯学習情報誌マナビィガイド

¹⁸ マナビィガイド

毎月の講座等の情報をまとめた生涯学習情報誌。市ホームページへの掲載や、市内公共施設で配布している。

¹⁹ SNS

Social Networking Serviceの略。TwitterやFacebookなどに代表される、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

1-3 高等教育機関との連携の推進

- ① 高等教育機関との連携体制の充実
- ② 共催による講座等の充実

生涯学習が盛んになるにつれて、市民の学習ニーズも多様化し、専門的な学習内容を望む傾向があります。また、地域にある大学等の高等教育機関との連携は、地域の人材育成に不可欠です。

本市では、「川越市と市内大学との連携に関する基本協定²⁰」に基づき、市内の各大学と連携し、協働のまちづくりに努めています。今後さらに連携を強化し、大学の有する資源を生かした高度で体系的な学習の場を提供します。

【細施策】

① 高等教育機関との連携体制の充実

- ・ 地域社会の発展と人材育成に寄与するため連携体制を整えます。
- ・ 教育、文化、まちづくり等の分野において市内の大学等と協力します。

② 共催による講座等の充実

- ・ 市内4大学²¹との連携により、各大学の特徴を生かした講座を開催し、高度で体系的な生涯学習の機会の拡充を図ります。



川越大学間連携講座（東洋大学）

²⁰ 川越市と市内大学との連携に関する基本協定

地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、市と市内4大学が連携して幅広い分野において協力していくという協定。

²¹ 市内4大学

東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の4大学。

1-4 生涯学習を通じた世代間交流の機会の充実

①地域社会における世代間交流の推進

核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、地域との関わりが希薄化している今日、家庭や地域で幅広い世代とふれあうことや交流する機会が少なくなっています。それに伴い、地域文化の継承が難しくなったり、お互いの価値観を理解し合えない等、様々な面で影響が出始めていることから、地域や世代間の交流が必要となっています。

このような状況の中で、子どもと高齢者のふれあい等、世代間の交流を推進することは、心のふれあいや相互の理解を深めるだけでなく、地域社会では異なった世代の人たちがともに暮らしているのだという意識を育むことができます。そのため、積極的に世代間の交流の機会を提供します。

【細施策】

①地域社会における世代間交流の推進

- 地域における様々な活動を通し、世代間交流の機会の充実を図ります。

1-5 市民が学習した成果を生かすことができるしくみづくり

- ①学習ボランティアの養成と活用
- ②学んだ成果を生かす機会の提供

日ごろの学習活動の成果を地域に還元していくことは、学習者にとって大きな喜びとなります。自らが学んだ学習の成果が他の人々の役に立つことで、やりがいも生まれ、さらなる学習の動機づけになります。

このため、地域社会で学習支援活動を行う学習ボランティアとして活動できる場の確保に努めます。

また、市民が学習活動を通じて身につけた知識、技術、経験等の成果を発表する機会の拡充や、成果を生かせる場の充実を図ります。

【細施策】

①学習ボランティアの養成と活用

- ・生涯学習ボランティアとして、学習支援活動のできる人材を養成する講座等を行います。

②学んだ成果を生かす機会の提供

- ・市民が学習した成果や、職業人として培ってきた知識や技術を、地域で生かすことができる講座の企画運営を推進します。



川越シニアカレッジ「ふるさと塾」

基本目標 2 家庭や地域の教育力向上

2-1 学校・家庭・地域の連携推進

- ①子どもサポート委員会の活動の支援
- ②家庭・地域における青少年健全育成の推進
- ③放課後子供教室の検討

子どもたちが地域社会で健やかに育つためには、学校だけにとどまらず、地域全体の教育環境の充実を図っていくことや、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てていくことが不可欠です。

そこで本市は、地域の教育力を学校の教育活動に生かしながら子どもたちを育てる「学校応援団活動²²」の取組や、地域で様々な体験活動を提供しながら子どもたちを育てる「地域子ども応援団活動²³」の取組を通じて、子どもたちの「生きる力」を身につけさせる『地域ぐるみの教育』を推進していきます。

【細施策】

①子どもサポート委員会の活動の支援

- ・地域の特色を生かした体験活動と学校応援団活動の充実に努めます。
- ・子どもたちの「生きる力」を育むため家庭や地域の教育力の向上に努めます。

②家庭・地域における青少年健全育成の推進

- ・青少年の健全育成を図るために、地域での研修の実施を支援します。

③放課後子供教室の検討

- ・安全・安心な子どもの活動拠点を設け、多様な体験・活動を行うことができるよう検討を進めます。

²² 学校応援団活動

学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。

²³ 地域子ども応援団活動

地域の特色を生かした、様々な体験活動を提供し、子どもたちを育てる活動。

2-2 家庭教育の支援

- ① P T A 家庭教育学級の充実
- ② 地域等の子育て支援体制の整備・充実

家庭教育は全ての教育の原点ともいわれ、たくましく生きる子どもたちを育成するためには、親が家庭における役割と責任を自覚し、子どもにとって最も身近な存在として力を発揮することが重要です。

保護者同士のネットワークや、学校・家庭・地域との連携の充実を図り、子どもの発達段階に応じて必要な知識の習得や子育てに関する不安・悩みの解消等につながる事業を実施する等、家庭の教育力向上に努める必要があります。

このため、家庭教育や子育て支援に関する学習機会や情報提供の充実に努めるとともに、地域における子育て支援体制の整備・充実を図る等、家庭教育を支援します。

【細施策】

① P T A 家庭教育学級の充実

- ・市内の保護者等に家庭教育に関する学習の機会を提供します。

② 地域等の子育て支援体制の整備・充実

- ・子育て中の保護者同士が様々な交流を図ることのできる場を提供します。
- ・地域ごとに子育て支援体制を整備し、子育て中の親子を対象とした交流の場を提供し、子育てに関する相談、情報提供、講習を実施します。
- ・地域の子育てを支援する、子育てサポーターを養成する講座を開催します。
- ・健全な親子関係を構築し、子育ての不安を緩和するため、教室や講演会を開催します。

2-3 社会教育関係団体の支援

- ① P T A 連合会への支援
- ② 子ども会活動の支援

子どもたちの「生きる力」を育むためには、地域社会等における多様な学びや豊かな体験活動の充実を図る必要があります。近年の急速な社会の変化や価値観の多様化によって、家庭や地域の教育力の向上の必要性が指摘されていることから、学校のみならず、家庭を含めた地域社会全体で様々な活動に取り組む必要があります。

そのなかで、P T A や子ども会などの社会教育関係団体は、家庭や地域の教育力の向上を図る様々な事業を展開し、実績を残しております。子どもたちの「生きる力」を育むためには、その活動をより充実させることが必要であることから、P T A 連合会や子ども会育成会の活動を支援します。

【細施策】

① P T A 連合会への支援

- ・川越市P T A 連合会への支援を行います。

② 子ども会活動の支援

- ・川越市子ども会育成団体連絡協議会への支援を行います。
- ・各校区子ども会育成会やジュニアリーダースクラブ²⁴への支援を行います。



子ども会活動支援事業「川越市子ども会かるた大会」

²⁴ ジュニアリーダースクラブ

子ども会におけるレクゲームなどを指導する中学生及び高校生の団体。

2-4 地域の教育活動支援

- ①地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実
- ②地域で活動する市民団体等の支援
- ③防犯意識高揚のための啓発

学習を通して、人々のふれあいや仲間づくりの機会を創出することは、豊かな人間関係の形成や地域社会の活性化をもたらします。

このため、多くの人々が地域づくりに関わっていくことができるよう学習の機会を提供するとともに、各種市民活動団体を支援します。

【細施策】

①地域の教育資源を生かした学習機会の提供と充実

- ・地域の歴史、文化、地域課題等を題材とした講座等を開催します。
- ・地域の教育活動及び町内公民館²⁵講座の開設を支援します。

②地域で活動する市民団体等の支援

- ・市民活動団体等を対象とした講座を実施します。

③防犯意識高揚のための啓発

- ・防犯意識を高めるため、安全安心な地域づくりの事業や街頭キャンペーンを実施します。



伝承遊び「竹馬・竹とんぼ・水鉄砲」

²⁵ 町内公民館

自治会が維持管理している公民館等。

2-5 人権教育の充実

①人権教育・啓発の推進

人権問題は、家庭・学校・職場・地域社会等様々な場面で起こりうるものであり、子どもや女性、高齢者等様々な分野に及んでおります。

また、インターネット等による人権侵害や外国人労働者等の人権についても考える必要があります。

人権問題の解決のためには、市の関係課や関係機関が連携し、総合的な施策の展開や差別意識の解消に向けた教育や啓発が必要です。

本市は、社会教育施設をはじめ、関係機関等との連携を深めながら、啓発活動や小中学校等の多様な場での学習機会を通して人権教育を推進します。

【細施策】

①人権教育・啓発の推進

- ・様々な人権問題について正しく理解するとともに、人権を尊重する教育の推進が図ることができ、学校等の教職員、公共施設職員、PTA役員等を対象に研修会を開催します。
- ・様々な人権問題について学ぶ場を提供します。
- ・各種人権啓発²⁶資料を作成するとともに、子どもたちをはじめ市民等に配布することで人権意識の高揚に努めます。



川越市PTA・子ども会育成会人権啓発フィルム研修会

²⁶ 人権啓発

国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で人権教育を除いたもの。

基本目標3 ライフステージ、社会変化に応じた学習機会の充実

3-1 年代に応じた学習機会の充実

- ①乳幼児期の学習機会の充実
- ②青少年期の学習機会の充実
- ③成人期の学習機会の充実
- ④高齢期の学習機会の充実

生涯にわたっていきいきと充実した生活を送るために、乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期といったライフステージに応じた様々な学びが必要となります。

それぞれのライフステージのニーズを踏まえ、課題や学習方法等を検討し、最も参加しやすい内容や日時、場所等を設定し、講座やイベントを開催します。

【細施策】

①乳幼児期の学習機会の充実

- ・親子で楽しむプログラムや親子のふれあいを提供する講座を開催し、乳幼児を健やかに育む機会を提供します。

②青少年期の学習機会の充実

- ・生きる力を育み、社会性や公共性を身につけることができるよう、体験学習を実施します。

③成人期の学習機会の充実

- ・家庭生活の充実や親の介護等の生活課題と向き合う講座等を開催します。
- ・ボランティア活動等の社会参加を想定した教育プログラムを提供します。

④高齢期の学習機会の充実

- 介護予防²⁷の取組を推進するため、地域の高齢者を対象とした教室を開催します。
- 高齢者が充実した日々を過ごすため、趣味等の多様な講座を実施します。



中央かがやき学園

²⁷ 介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

3-2 現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実

- ①文化芸術活動の充実
- ②郷土文化の伝承の推進
- ③生涯スポーツの推進
- ④健康づくりを支援する活動の充実
- ⑤誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進
- ⑥国際感覚に優れた市民の育成
- ⑦男女共同参画に関する学習機会の充実
- ⑧環境に関する学習機会の充実
- ⑨消費生活のための学習機会の充実
- ⑩情報化社会に対応した学習機会の充実
- ⑪就労支援のための講座等の充実
- ⑫農業体験学習の充実

ライフスタイルや価値観の多様化とともに、文化、芸術、歴史、スポーツ、健康づくり等、様々な分野において市民の学習ニーズも多様化しています。また、男女共同参画、多文化共生、環境、情報化等様々な現代的な課題に取り組むことを支援する必要があります。

このため、現代的・社会的課題への対応を図るための講座を開催し、市民の学習機会の充実に努めます。

【細施策】

①文化芸術活動の充実

- ・文化芸術への関心や理解の向上を図るため、文化芸術の鑑賞機会を提供します。
- ・文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実に努めます。

②郷土文化の伝承の推進

- ・国民の財産である文化財の価値を市民に周知し理解を深めるために、文化財保護意識の啓発に努めます。
- ・郷土の歴史や伝統・文化などを学び、地域の誇りや伝統・文化を後世に伝える学習を推進します。

③生涯スポーツの推進

- ・地域のスポーツ活動をより身近な施設で行っていくために、多くの市民がスポーツに親しむ場を提供します。
- ・誰もが、いつでも、楽しくスポーツ活動に取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブ²⁸の設置や自立を支援します。

④健康づくりを支援する活動の充実

- ・健康に関する学習や情報収集ができるよう、各種リーフレット・パンフレットを配布します。
- ・健康に関する講座を開催するとともに、健康相談を実施します。

⑤誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進

- ・外国籍市民に、行政に対して意見や提案を述べる機会を提供します。
- ・様々な能力を持つ外国籍市民を学校や公民館等に講師として派遣します。

⑥国際感覚に優れた市民の育成

- ・市民に国際感覚を身につけてもらうため、語学や様々な国の歴史や文化等を学ぶ講座を開講します。
- ・地域に暮らす外国籍市民に、日本語を指導する人材を育成します。

⑦男女共同参画に関する学習機会の充実

- ・男女共同参画の視点を持って子育てを行うことや、男女平等と人権尊重等について学ぶことを目的とした各種講座を実施します。
- ・男女共同参画推進施設²⁹で、国、県、関係機関等の情報を提供します。
- ・女性のキャリアアップ、自立を目指して、各種資格取得や就労支援のための講座を開催します。

²⁸ 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰もが参加できるとい主旨で、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

²⁹ 男女共同参画推進施設

さまざまな男女が共に自立し、あらゆる分野に対等に参画できるよう、応援・支援を行っていく、ウエスタ川越3階にある男女共同参画のための拠点施設。

⑧環境に関する学習機会の充実

- ・ 市民、民間団体、事業者等、各主体と連携や協働を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。
- ・ 身近な体験活動を通じて、環境保全の意欲を増進し、具体的な行動を促す体験型環境学習の機会の充実を図ります。

⑨消費生活のための学習機会の充実

- ・ 市民を対象に消費生活講座を実施するとともに、情報の提供、講師の派遣等を行い、自立した消費者を育成します。

⑩情報化社会に対応した学習機会の充実

- ・ 情報弱者³⁰となる可能性のある人に対して、情報化社会に対応するための事業を実施します。

⑪就労支援のための講座等の充実

- ・ ひとり親家庭等の自立に向けた就労を支援するため、ひとり親家庭等を対象に講座を開催します。
- ・ 若年者や求職者の就職を支援する講座を実施します。

⑫農業体験学習の充実

- ・ 農作物への理解を深めるため、農業体験等の事業を開催します。



生涯スポーツフェスティバル

³⁰ 情報弱者

様々な理由から、パソコンやインターネットの利用に困難を抱える人のこと。

3-3 学習が困難な人への学習機会の充実

- ①高齢者支援のための学習機会の充実
- ②障害のある人の学習機会の充実
- ③障害のある人の支援者のための学習機会の充実
- ④様々な困難を有する人の学習機会の充実

高齢者や、障害のある人等が地域社会の中で多様な学習活動に参加するためには、学習機会の充実とともにボランティア等のサポート体制が必要です。

このため、様々な困難を有する人が学習機会を得られるよう、啓発活動やボランティアの養成等を支援し、学習機会の提供や交流活動を推進します。

【細施策】

①高齢者支援のための学習機会の充実

- ・ 地域の高齢者を対象とした介護予防・認知症予防に関する講座を開催します。
- ・ 認知症について、正しい理解や知識の普及啓発を行い、地域の認知症の人やその家族の支援者を養成します。

②障害のある人の学習機会の充実

- ・ 障害のある人に対し、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。また、スポーツの機会を提供し、社会活動への参加と自立を促進します。

③障害のある人の支援者のための学習機会の充実

- ・ 市民に対して手話や聴覚障害者の生活について学ぶ機会を提供します。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者を養成する学習機会を提供します。

④様々な困難を有する人の学習機会の充実

- ・ 生活困窮世帯を対象に、進学支援及び中途退学防止のための支援として学習の場の提供や進路相談等を行います。

基本目標 4 身近な学習施設の整備・充実

4-1 生涯学習施設のネットワーク化の推進

- ①生涯学習関連施設間の連携の推進
- ②民間事業者との連携

本市にはウェスタ川越内に開設された市民活動・生涯学習施設をはじめ、体育施設や公民館等、様々な生涯学習関連施設があります。地域住民がこれらの施設を有効活用するためには施設間で十分に連携を行うことが必要です。

市民の生涯学習活動の支援のため、学習情報を共有するしくみづくりを図ります。

また、今後は公共施設の活用だけでなく、民間事業者との連携を検討します。

【細施策】

①生涯学習関連施設間の連携の推進

- ・生涯学習情報誌「マナビィガイド」、「公民館だより³¹」等の提供を通じ情報の相互共有化を行います。

②民間事業者との連携

- ・生涯学習を推進するため、カルチャーセンターやスポーツクラブ等の民間事業者との連携を検討します。



ウェスタ川越「市民活動・生涯学習施設」

³¹ 公民館だより
毎月各公民館が発行している広報資料。

4-2 市民が利用しやすい生涯学習関連施設の整備・運営

- ①市民活動・生涯学習施設の充実
- ②文化施設の充実
- ③公民館の整備
- ④市立図書館の充実
- ⑤市立美術館の充実
- ⑥市立博物館の充実
- ⑦児童館の充実
- ⑧地域ふれあいセンターの充実
- ⑨公園の充実
- ⑩公共施設予約システムの運用・整備

ウェスタ川越内に開設された市民活動・生涯学習施設や、公民館等の社会教育施設等が市民の生涯学習の場となっています。

各施設が、積極的に利用されるよう、利用者ニーズの把握や、運営方法の改善を図る等、使いやすい施設の整備・運営に努めます。

【細施策】

①市民活動・生涯学習施設の充実

- ・市民が利用しやすい市民活動・生涯学習施設の運営管理に努めます。また、利用促進のため、学習機会の提供の充実に努めます。

②文化施設の充実

- ・市民の身近な鑑賞、発表、活動の場としての充実に努めます。また、アーティストバンク³²制度やアウトリーチ³³活動の実施など、これまでのノウハウを生かした普及活動を推進します。

③公民館の整備

- ・身近な学習施設としての公民館の建設を推進します。
- ・既存の老朽化した公民館については、利用しやすい学習施設となるよう、大規模改修工事等整備に努めます。

³² アーティストバンク

市民の依頼に応じて公演や体験授業等を行うことのできる芸術家の登録制度。

³³ アウトリーチ

(文化芸術に興味を持ってもらうために) 地域に出張して普及啓発活動を行うこと。

④市立図書館の充実

- ・市民のニーズに即した学習支援につながる事業を実施します。
- ・各分野の資料や、学習・研究情報を提供するサービスの充実を図ります。

⑤市立美術館の充実

- ・市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。
- ・創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。
- ・学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。

⑥市立博物館の充実

- ・市民の多様な学習活動に対応できるよう、講座や教室等の充実を図ります。
- ・小中学校等との連携を進め、学習活動の機会の充実に努めます。

⑦児童館の充実

- ・ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りつつ豊かな感性や情緒を育む事業を推進します。

⑧地域ふれあいセンターの充実

- ・地域住民に文化活動及び学習の場を提供することにより、市民の相互交流を推進し、市民文化の向上及びコミュニティ意識の醸成を図るため、地域ふれあいセンターの充実に努めます。

⑨公園の充実

- ・子どもやお年寄りにとって最も身近な憩いの場となる、魅力のある公園の整備を進めます。

⑩公共施設予約システムの運用・整備

- ・市民が利用しやすい公共施設予約システムの運用に努め、施設利用者の利便性を高めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

生涯学習を推進していくためには、市民ニーズや社会的背景を踏まえ、あらゆる分野で取組を展開することが重要であり、各種事業を総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

また、市の事業だけではなく、市民、地域団体、グループ・サークル、教育機関、民間事業者が連携し、本市における生涯学習を推進していくことが求められています。

《それぞれの役割》

■市民

市民は、主体的に学習や活動等に取り組む生涯学習の主役です。また、地域づくり等住みよいまちづくりの担い手となります。

■地域団体

地域団体は、地域の課題解決に向けて、地域住民、グループ・サークル、市等様々な機関・団体と連携・協働し、住みよいまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

■教育機関

小中学校では、家庭や地域と連携して、子どもの主体的な学び力を育みます。大学等は公開講座を開催する等、大学の有する資源を広く社会に還元するとともに、学生が社会と関わる機会づくりが求められています。

■事業者

企業の社会的責任の一つとして、企業関係者の講師による講座等の開催や子どもの職場体験の受け入れ等、市と情報共有や連携を図り、従業員や市民の生涯学習を支援することが求められています。

■市

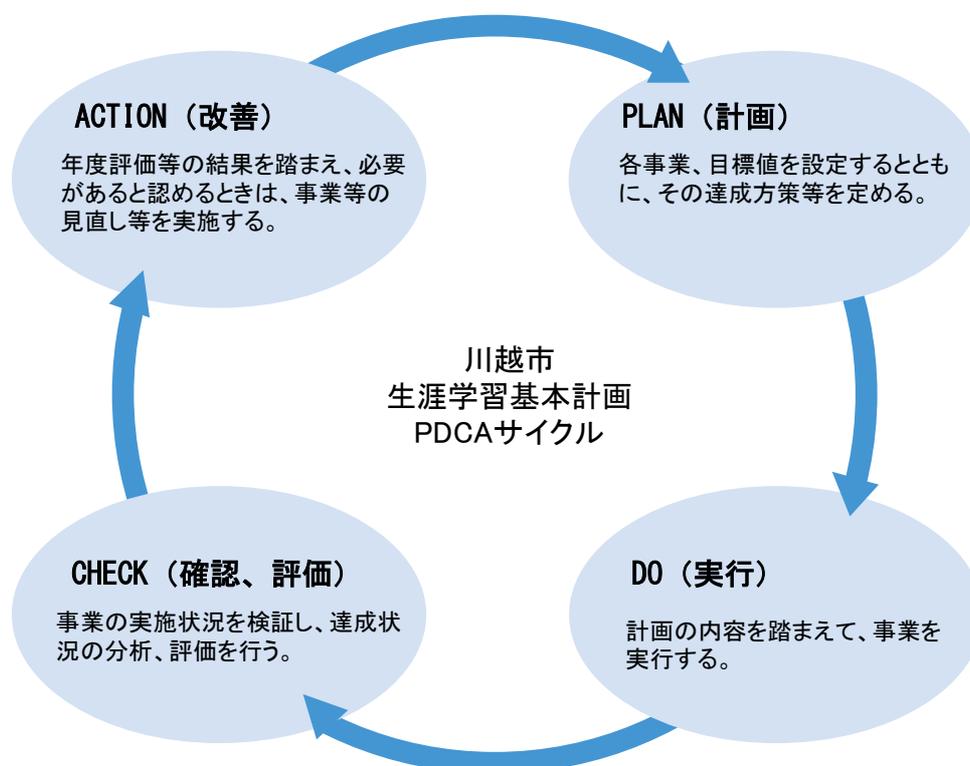
学習のきっかけづくりやグループ・サークルの支援、生涯学習施設の管理・運営、生涯学習情報の提供等、市民のニーズや社会の変化を考慮しながら、市民やグループ・サークルが活動しやすい環境づくりを行います。

2 計画の進行管理と評価方法

市は、各施策の実施状況や目標値等について、その実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の評価として分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直し等を行います。

市は川越市生涯学習基本計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」の構築により、計画の評価・改善を行います。

■PDCAサイクルのイメージ図



3 計画の指標

本計画の達成状況を4つの基本目標ごとに確認する具体的指標として、以下の8つを設定します。

【計画の指標】

基本目標	指標	単位	実績値 (H26年度)	目標値 (H32年度)	説明
1	提案型協働事業補助金 ³⁴ 応募件数	件	12	17	提案型協働事業の年間の応募件数
	市民講座 ³⁵ 開催数	件	49	53	市民講座の年間開催数
2	子どもサポート事業 ³⁶ への参加者数	人	32,935	33,330	市内14地区の子どもサポート事業への年間参加者数
	公開講座等の講座数	件	292	300	公民館登録グループ ³⁷ の公開講座等の講座数
3	協働による文化芸術事業件数	件	7	10	文化芸術団体等との協働による文化芸術事業年間件数
	国際理解講座等の年間延べ受講者数	人	982	1,500	国際交流センターでの国際理解講座、日本語ボランティア養成講座等の人材育成講座の年間受講者延べ人数
4	文化施設の利用者数	人	311,899	321,000	やまぶき会館・西文化会館・南文化会館・川越駅東口多目的ホールの年間利用者数
	市立図書館での市民一人当たりの貸出数	冊・点	4.89	5.17	市立図書館での市民一人当たりの年間貸出数



市民講座「初級ビーズアクセサリ教室」



2音大クラシック・コンサート～尚美学園大学&東邦音楽大学～

³⁴ 提案型協働事業補助金

市民活動団体等が地域のさまざまな課題を解決するために、主体的に取り組む協働事業に対して、協働によるまちづくりを推進するためにかかる経費の一部を補助する。

³⁵ 市民講座

川越市と市民との協働で開催する市民による市民のための講座。この市民講座は、市民（講座主宰者）が企画・運営される講座で、川越市は会場の手配と受講者の募集等を行っている。また、市民が学習した成果を生かす役割を担っている。

³⁶ 子どもサポート事業

子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人のネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かした様々な体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。

³⁷ 公民館登録グループ

川越市公民館グループ育成要綱に基づき、公民館の目的に沿い、登録されたグループ。

資料編

1 川越市生涯学習基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十六号

(設置)

第一条 生涯学習基本計画に関する事項について審議するため、川越市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿

会長 遠藤 克弥 副会長 松本 紀美子

分類	所属	氏名
1号委員 学識経験者	東京国際大学	遠藤 克弥
	尚美学園大学	真下 英二
	東洋大学	関 直規
2号委員 市内の公共的団体 等の代表者	川越市自治会連合会	櫻井 晶夫
	川越商工会議所	鈴木 陽一
	川越市PTA連合会	小島 智子
	川越市子ども会育成団体連絡協議会	松本 紀美子
	川越市交通安全母の会	鈴木 良枝
	川越市老人クラブ連合会	原 伸次
	川越市体育協会	河野 哲夫
	川越市文化団体連合会	市川 秀郎
	川越人権擁護委員協議会川越部会	谷島 恵美子
川越市ボランティア連絡会	米原 民子	
3号委員 学校教育機関 の代表者	川越地区私立幼稚園協会	保坂 幸
	川越市校長会	岩沢 庸夫
	埼玉県高等学校長協会川越ブロック	大野 好司
4号委員 市内に住所 を有する者	公 募	鈴木 光雄
	公 募	宿久 修
	公 募	小林 貞子
	公 募	矢野 礼美

※敬称略、順不同。

3 川越市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の生涯学習基本計画の策定及び生涯学習施策を総合的に推進するため、川越市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習基本計画の推進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副会長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第5条 会長の指示を受けた事項について調査研究及び調整を行うため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。

3 部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

4 部会において検討した結果は、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 推進会議及び部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月19日 市長決裁)

別表1（第3条関係）

政策企画課長 職員課長 市民活動支援課長 男女共同参画課長 市民センター推進室長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課長 国際文化交流課長 美術館長 福祉推進課長 こども政策課長 健康づくり支援課長 環境政策課長 教育総務課長 地域教育支援課長 中央公民館長 中央図書館長 学校管理課長

別表2（第5条関係）

政策企画課 職員課 市民活動支援課 男女共同参画課 市民センター推進室 文化芸術振興課 スポーツ振興課 国際文化交流課 美術館 福祉推進課 こども政策課 健康づくり支援課 環境政策課 教育総務課 地域教育支援課 中央公民館 中央図書館 学校管理課

4 計画策定の経緯

年月日	審議会等	協議事項等
平成27年3月16日	第1回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画の策定について
平成27年4月24日	第1回川越市生涯学習基本計画審議会	・委嘱書の交付 ・正副会長選出
平成27年6月25日	第2回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画骨子案について
平成27年7月3日	第2回川越市生涯学習基本計画審議会	・諮問 ・第三次川越市生涯学習基本計画骨子案について
平成27年8月31日	第3回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年9月13日	第3回川越市生涯学習基本計画審議会	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年10月13日	第4回川越市生涯学習推進会議	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年10月22日	第4回川越市生涯学習基本計画審議会	・第三次川越市生涯学習基本計画素案について
平成27年11月10日	庁議	・第三次川越市生涯学習基本計画について
平成27年11月25日 ～ 平成27年12月24日	意見公募手続	・「第三次川越市生涯学習基本計画（原案）」に対する意見募集
平成28年1月29日	第5回川越市生涯学習基本計画審議会	・意見公募の結果について ・計画答申案について
平成28年2月12日	答申	・第三次川越市生涯学習基本計画について（答申）

第三次川越市生涯学習基本計画
平成28年3月

発行：川越市

編集：川越市文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350 - 8601

川越市元町1丁目3番地1

電話 049 - 224 - 8811 (代表)

049 - 224 - 6157 (直通)

F A X 049 - 224 - 8712

E-mail bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



リサイクル適性[Ⓐ]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。